

他部会委員（温泉・水環境部会、野生生物・自然環境部会）及び市町村からの主なご意見と対応等

■ 除外区域（表2）、考慮対象事項（表3）について

意見者	ご意見	対応	(修正内容) ※下線が追記・修正箇所
東北森林管理局長 特別委員 (温泉水環境) (野生自然)	○除外区域 P6 森林法第7条の2に基づく「国有林の地域別の森林計画対象の森林」は、法律上、地域森林計画対象森林（民有林）（5条森林）と同じ立ち位置の森林であるため、除外区域・考慮対象事項ともに5条森林と同様の扱いとし、追加してほしい。	⇒ ご意見のとおり、除外区域及び考慮対象事項に追加する。	除外区域 P6 「国有林の地域別の森林計画対象の森林」 (追加) 考慮対象事項 P6 「国有林の地域別の森林計画対象の森林」 収集すべき情報/収集方法 (追記) ・国有林の地域別の森林計画対象の森林/・東北森林管理局への確認 ※ 上段・下段は地域森林計画対象森林（民有林）と同内容
	○考慮対象事項 P6 保護林・緑の回廊をともに考慮対象事項としているが、保護林については、「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付等手続マニュアル」において貸付等不可となっているため、除外区域としてほしい。またこれに伴い、緑の回廊にかかる考慮対象事項の記載を修正してほしい。	⇒ ご意見のとおり、除外区域へ追加するとともに、考慮対象事項を修正する。	除外区域 P6 「保護林」 (追加) 考慮対象事項 P6 「保護林・緑の回廊」 収集すべき情報欄から 保護林を削除 考慮対象事項 P6 「緑の回廊」 上段 (修正) ・ 保護林 、緑の回廊やその周辺の環境への影響について考慮すること。 考慮対象事項 P6 「緑の回廊」 下段 (修正) ・東北森林管理局等と十分な協議・調整を図り、保護林の管理や野生生物の生育・生息等に影響を及ぼさないよう 緑の回廊ごとに設定された評価項目に関する事項を方法書等に確実に反映する等、緑の回廊の機能保全や野生生物の生育・生息等に影響を及ぼさない 十分配慮した事業計画とすること。
横山孝男 委員 (温泉水環境)	○考慮対象事項 P1 休廃止鉱山の周辺において事業を行う場合、特に水の濁りへの影響が懸念されるため、県基準への反映が必要。	⇒ 考慮対象事項下段に右のとおり追記する。	考慮対象事項 P1 「水の濁り」 下段 (追記) ・事業に伴う汚水や廃液の公共用水域や地下水への浸透状況を把握するとともに、水質（溶存酸素量や水温等含む。）や取水・利水への影響が生じないよう、適切な濁水発生防止措置を講じること。また、影響を及ぼす恐れがある場合 (自然由来の重金属等が土壤等に含まれる可能性が高い地域などを含む) は事業実施に先立ち必要な調査を実施すること。
江成はるか 委員 (野生自然)	○考慮対象事項 P3 県として、イヌワシやクマタカ等の重要な鳥類の繁殖状況や生育状況、飛来する範囲を事前に把握し、その範囲を除外してほしい。	⇒ 考慮対象事項において、事業に先立ち必要な調査を実施した上で、希少動物種の繁殖地や生息地を原則として事業区域に含めないようにすることや、渡り鳥の移動ルートなどに配慮するよう求めている。	—
鶴岡市	○考慮対象事項 P4 「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響」の「歴史的風致維持向上計画で定める重点区域」は原則として事業区域に含めないようにしてほしい。	⇒ 法令に基づき指定された区域であり、景観を保全する必要性が高いことから、ご意見のとおり考慮対象事項を修正する。	考慮対象事項 P4 「歴史的風致維持向上計画で定める重点区域」 下段 (修正) ・重点区域内の重要文化財・史跡等への影響に十分配慮は 原則として事業区域に含めないこととし 、周辺景観と調和した事業計画とすること。
	○考慮対象事項 P5 「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響」の「景観形成重点地域」は原則として事業区域に含めないようにしてほしい。	⇒ 条例に基づき指定された区域であり、景観を保全する必要性が高いことから、ご意見のとおり考慮対象事項を修正する。	考慮対象事項 P5 「景観形成重点地域」 下段 (修正) ・景観形成重点地域内 で等は原則として事業区域に含めないこととし 、事業を行う場合には、景観法、条例に基づく景観計画に定める「景観形成基準」を遵守すること。

意見者	ご意見	対応	(修正内容) ※下線が追記・修正箇所
米沢市	○ <u>考慮対象事項 P5</u> 「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響」の「収集すべき情報」欄の「景観形成重点地域の指定の有無」について、景観行政団体である市町村が条例で定める同種の重点地域等も含まれるよう修正いただきたい。	⇒ 考慮対象事項を右のとおり修正する。	<u>考慮対象事項 P5</u> 「景観形成重点地域」収集すべき情報欄 (修正) ・景観形成重点地域等の指定の有無 <u>考慮対象事項 P5</u> 「景観形成重点地域」下段 (修正) ・景観形成重点地域内で等は原則として事業区域に含めないこととし、事業を行う場合には、景観法、条例に基づく景観計画に定める「景観形成基準」を遵守すること。

■ 制度全般その他について

意見者	ご意見	対応
江成はるか 委員 (野生自然)	○ 参考資料をすべて重ね合わせて、どこが除外区域（ネガティブゾーン）になるのか、一目でわかるよう図化してほしい。	⇒ それぞれ個別のシステム等から作成した資料であり、統合することが技術的に困難である点、御理解いただきたい。
	○ ネガティブゾーンの範囲に住民の意見を取り入れられる場をしっかりと設定してほしい。その場がパブリックコメントであるなら、県民にしっかりと周知してほしい。	⇒ 本基準の策定に当たっては、第4次山形県環境計画の改定を伴うこともあり、パブリックコメントを実施する。実施に当たっては、県が定める指針に基づき、広く県民等への周知に努める。

■ 上記以外の主な修正

修正理由	(修正内容) ※下線が追記・修正箇所
○ 新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を県において公表することとなり、当該箇所は土砂災害警戒区域への指定が見込まれる区域であることから、右のとおり考慮対象事項に追加するもの。 ※ 国の土砂災害防止対策基本指針に基づく調査により、県は新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」として約7,000箇所を抽出。今後、基礎調査を行った上で順次土砂災害警戒区域の指定を進める予定であることから、土砂災害への日頃の備えと新たな開発行為の抑制を目的に、抽出結果を R7.1.30 に県 HP の「土砂災害警戒システム」上で公表。	<u>考慮対象事項 P1</u> 「土砂災害警戒区域」ほか 収集すべき情報欄 (追記) ・ <u>新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」(土石流、急傾斜地の崩壊)</u>